〔様式：１〕

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画の概要を記載した書類  １．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）  　　当社は、現在産業廃棄物の処理（焼却、破砕・圧縮）および金属スクラップ等のリサイクル事業を展開している。  　　産業廃棄物の中間処理事業では、産業廃棄物の汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くずの焼却を行っている。  　　また、破砕・圧縮処理事業では、廃電子機器等の破砕・圧縮を行っており、銅、鉄アルミニウム等をリサイクルを行っている。  処理後の廃棄物の処分先の名称および所在地（実際に搬入する場所）を記入（有価物として売却する場合は売却先を記入）  取扱う量の多いものから極力全ての欄に記載すること。  ２．処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類および処分量等 | | | | | | |
|  | (特別管理)  産業廃棄物  の　種　類 | 処分量  (t/月又は  ｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の  名称および所在地 | 処分方法 | 予定処分先の名称および所在地  (処分場の名称および所在地) |
| １ | 汚泥 | 150t/月 | 固形 | ○○○センター  福井県○○市2-1 | 焼却 | ○○○㈱  ○○県○○市1-2 |
| ２ | 廃酸 | 200t/月 | 液体 | ○○○㈱  福井県○○市52-1 | 焼却 | ○○○㈱  ○○県○○市2-2 |
| ３ | 廃プラスチック類 | 5t/月 | 固形 | ㈱○○  福井県○○市4-1 | 焼却 | ○○○㈱  ○○県○○市32-2 |
| ４ | 廃油 | 100t/月 | 液体 | ○○○㈱  福井県○○市58-1 | 焼却 | ○○○㈱  ○○県○○市42-9 |
| ５ | 木くず | 85t/月 | 固形 | ○○○センター  福井県○○市62-1 | 焼却 | ○○○㈱  ○○県○○市1-2 |
| ６ | 廃アルカリ | 20t/月 | 液体 | ○○○㈱  福井県○○市52-1 | 焼却 | ○○○㈱  ○○県○○市32-2 |
| ７ | 廃プラスチック類 | 8t/月 | 固形 | ㈱○○  福井県○○市4-1 | 破砕・圧縮 | ○○○㈱  ○○県○○市3-2 |
| ８ | 廃油 | 90t/月 | 液体 | ○○○㈱  福井県○○市58-1 | 焼却 | ○○○㈱  ○○県○○市42-8 |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| ３．施設の概要 | |
| 処理施設の種類 | 破砕・圧縮施設 |
| 設置場所 | 福井県○○市○○番地 |
| 設置年月日 | ○○年○月○日 |
| 処理能力 | ○○t/日 |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず」（自動車等破砕物を除く。）  　以上4種類 |
| 処理施設の処理方式および設備の概要 | 別紙、様式２および３のとおり |
| 環境保全設備の概要 | （処理施設に備わっている環境保全対策のための設備とその具体的な効果を記載すること。） |

|  |  |
| --- | --- |
| ４．最終処分場 | |
| 最終処分場の種類および名称 | （例）安定型最終処分場 |
| 設置場所 | 福井県○○市○○番地 |
| 設置年月日 | ○○年○月○日 |
| 最終処分場の規模等 | 埋立容量○○○㎥ |
| 埋立対象廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず」、ゴムくず、がれき類 |
| 構造および設備の概要 | 別紙、様式４および５のとおり |
| 放流水の水質等 |  |
| その他環境保全対策 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ５．処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織および従業員数を含む。）  【焼却】  　　産業廃棄物を焼却することにより適正に処理し無害化するとともに、焼却灰、ばいじんを含む汚泥は別会社に処理委託し、セメント原料等として有効利用する。また、業務は３交代勤務の２４時間連続操業を行う。  【破砕・圧縮】  　　廃電子機器等から破砕圧縮した鉄、アルミニウム等は原料としてリサイクルする。  　○処分業務を行う時間、休業日    【焼却】  　業務時間：２４時間連続  　休業日：原則なし  【破砕・圧縮】  　（例）営業日時：月曜日～金曜日  　　　　業務時間：８時から１７時（月～金）  　　　　休業日：土、日  　○緊急時の連絡先  【平日・昼間】  事務所：○○○○－○○－○○○○  【休日・夜間】  ○○部長　携帯：○○○－○○○○－○○○○  従業員数内訳  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在 | | | | | | | |
| 申請者または申請者の登記上の役員 | 政 令 第 6 条 の 1 0 で  準 用 す る 第 4 条 の 6  に 規 定 す る 使 用 人 | 相談役、顧問  等申請者の登  記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

|  |
| --- |
| ６．環境保全措置の概要  (1) 中間処理施設において講ずる措置  （廃棄物の飛散対策、騒音・振動対策、粉塵対策、排水対策（場外流出、地下浸透含む）、悪臭・害虫対策等をできるだけ具体的に記入すること）  (2) 保管施設において講ずる措置  （廃棄物の飛散対策、騒音・振動対策、粉塵対策、排水対策（場外流出、地下浸透含む）、悪臭・害虫対策等をできるだけ具体的に記入すること）  (3) 最終処分場において講ずる措置  　該当なし。 |

〔様式：２〕

施設の構造および設備の概要（中間処理共通）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理方式 | | 焼却施設：○型焼却炉による高温焼却処理  破砕・圧縮施設：固定式破砕・圧縮処理  施設の銘板と一致すること |
| 施設のメーカーおよび形式 | | 焼却施設：○○工業㈱　　○型焼却炉  破砕・圧縮施設：  【破砕】○○破砕機　○○工業㈱　ATG-38  【圧縮】○○圧縮機　○○産業㈱　DT-555 |
| 時間当たり定格標準能力 | | 焼却施設：○○ｔ／時間  破砕・圧縮施設：○○ｔ／時間 |
| １日の運転時間 | | 焼却施設：２４時間  破砕・圧縮施設：８時間 |
| 周囲の囲いおよび表示 | | 工場全体の周囲をコンクリート板で囲っている。  各施設は施設ごとに表示版にて表示している。 |
| 雨水等の流入防止措置 | | 各施設の周りには雨水等の流入防止の側溝を設けている。 |
| 消火設備の設置 | | 自動火災報知機、第○種消火設備を設置している。 |
| 洗車設備の設置 | | 工場内に産業廃棄物運搬車の洗車設備を設置している。 |
| 駐車設備の設置 | | 工場内に産業廃棄物運搬車の駐車場所を確保している。 |
| 排  水  処  理 | 工場からの総合排水は○○川に放流している。 | 工場からの総合排水は○○川に放流している。 |
| ○○方式 | ○○方式 |
| 床面はコンクリート製とし、地下浸透を防止している。 | 床面はコンクリート製とし、地下浸透を防止している。 |
| 腐食防止の措置 | | ステンレス等の耐食性の材料を使用している。 |
| 廃棄物の飛散・流出　　　の防止措置 | | 廃棄物の保管場所は周囲をコンクリート製擁壁で囲い、廃棄物の飛散・流出を防止している。 |
| 悪臭の発生・害虫発生　　の防止措置 | | 汚泥や廃液で臭いのするものは密閉構造の施設で保管し、外部への発散を防止している。 |
| 騒音、振動発生防止措置 | | 騒音については定期的に向上敷地境界で実測し確認している。 |
| 施設の処理能力に応じた  貯留設備 | | 一日当たりの処理能力の１４日分未満の保管を行っている。 |

〔様式：３〕

施設の構造および設備の概要（破砕）

|  |  |
| --- | --- |
| 粉じん発生防止装置 | ・局所集塵装置を設置  　○○式集塵機：SHD-M2000BP 一基  集塵サイクロン　　　　：STH-550S　　　２基  ・床面散水装置を設置 |
| 施設設置場所 | 福井県○○市○○番地 |

《移動式破砕処理》

|  |  |
| --- | --- |
| 車台への固定 | 該当なし |

〔様式：６〕

施設の構造および設備の概要（保管施設）

保管量の根拠を示す書類を添付してください。

１．受け入れた産業廃棄物の保管施設

|  |  |
| --- | --- |
| 保管能力 | 面積　　　　　△△△　　ｍ２ 容量　　　　　△△△　　ｍ３  保管上限 　　△△△　　ｍ３ 最高高さ △.△ ｍ |
| 保管する産業廃棄物の　　種類および保管量※ | 処分に当って保管する産業廃棄物の種類および保管量をすべて記載すること。 |
| 中間処理施設と保管施設との  位置関係 | 別　図  ※中間処理場内における中間処理施設と保管施設との位置関係がわかる図面を添付すること。 |
| 仕切り壁 | （例）  産業廃棄物を種類ごとに保管できるように、高さ２.０ｍのコンクリート製仕切壁を設置する。 |
| 地下浸透防止措置 | （例）  液状の廃棄物を取り扱うため、床面をコンクリート舗装する。 |
| 汚水の流出防止措置 | （例）  場内における汚水が流出しないように保管施設には屋根を設けるとともに、中間処理場周囲に側溝を設け油水分離槽を経た後放流する。 |

２．処理後の産業廃棄物の保管施設

|  |  |
| --- | --- |
| 保管能力 | 面積　　　　　△△△　　ｍ２ 容量　　　　　△△△　　ｍ３  保管上限 　　△△△　　ｍ３ 最高高さ △.△ ｍ |
| 保管する産業廃棄物の　　種類および保管量※ | 中間処理後に保管しておく産業廃棄物の種類および保管量をすべて記載すること。  ※再生を行う場合には、再生品の保管場所として記載すること。 |
| 中間処理施設と保管施設との位置関係 | 別　図  ※中間処理場内における中間処理施設と保管施設との位置関係がわかる図面を添付すること。 |
| 仕切り壁 | 上記１．と同様 |
| 地下浸透防止措置 | 上記１．と同様 |
| 汚水の流出防止措置 | 上記１．と同様 |

* 保管施設の掲示板の表示内容および寸法を示す書類を添付すること。

保管施設の掲示板の記載例

屋外で容器を用いずに保管する場合のみ記載してください｡

○○cm

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の保管場 | | | |
| 設置者名 | (株)○○○○ | | |
| 産業廃棄物の種類 | ①金属くず　②繊維くず　③ゴムくず　④がれき類 | | |
| 最大積み上げ高さ | ④５ｍ | | |
| 保管可能量 | ①１０㎥　　②１５㎥　　③５㎥　　④１００㎥ | | |
| 管理者名 | △△△△ | 連絡先 | □□－□□□□ |

掲示板の大きさは、縦、横ともに６０ｃｍ以上のものを作成の上、保管場所の出入口など見えやすい場所に掲示してください｡

○○cm

中間処理場または最終処分場の掲示板の記載例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の保管場 | | | |
| 設置者名 | (株)○○○○ | | |
| 産業廃棄物の種類 | ①金属くず　②繊維くず　③ゴムくず　④がれき類 | | |
| 最大積み上げ高さ | ④５ｍ | | |
| 保管可能量 | ①１０㎥　　②１５㎥　　③５㎥　　④１００㎥ | | |
| 管理者名 | △△△△ | 連絡先 | □□－□□□□ |

○○cm

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の中間処理場 | | | |
| 設置者名 | (株)○○○○ | | |
| 施設の種類 | 破砕 | | |
| 産業廃棄物の種類 | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 | | |
| 管理者名 | △△△△ | 連絡先 | □□－□□□□ |

〔様式：７〕

掲示板の大きさは、縦、横ともに６０ｃｍ以上のものを作成の上、保管場所の出入口など見えやすい場所に掲示してください｡

○○cm

施設の維持管理計画書（中間処理共通　№１／３）

１　周囲の囲いが破損した場合は、速やかに補修することとし、作業終了後または作業員が不在の時は、出入り口を閉鎖し、施錠すること。

　　係員が工場の周囲を定期的に巡回して囲いの状況を確認し、周囲の囲いが破損した場合は速やかに補修する。

　　作業終了後の午後○時以降から翌朝午前○時までおよび日曜、祝日は出入口（正門）を閉鎖する。

２　立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

　　係員が構内を巡回し、立札等の状態を確認し、常に見やすい状態にしておく。表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えを行う。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修する。

３　受け入れる産業廃棄物の種類および量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析または計量を行うこと。

　　新規に産業廃棄物を受け入れる場合は種類、性状、量を文書で確認するとともに、サンプルを要求して分析し、産業廃棄物が当社の処理能力に見合ったものだけを受け入れる。また、受け入れる際には、事前に排出業者から産業廃棄物の種類および量の情報を得るとともに、受け入れ時にはマニフェストによって産業廃棄物の種類および量を確認の後、サンプルを採取し、必要な当該産業廃棄物の性状の分析を行い当社の施設の処理能力に見合ったものであることを確認し、必要な計量を行い受け入れる。

４　施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

　　処理施設への産業廃棄物の投入に当たっては、当該施設の処理能力を超えないようにする。

５　産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。

　　係員が定期的に各施設を巡回し、産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、社内の緊急時の連絡・対応マニュアルにしたがって直ちに上司に報告するとともに、施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収を行う。

６　排水処理施設その他の施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検および機能検査を行うこと。

　　排水処理施設その他の施設について正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検を行い、その結果を記録するとともに排水等の分析により適正に機能が維持されていることを確認するため検査を行う。

７　産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の発散を防止するために、必要に応じて消臭剤の散布その他の必要な措置を講ずること。

　　係員が定期的に巡回して産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の飛散がないことを確認するとともに産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の飛散を防止するために、脱臭装置の運転および消臭剤の散布を行う。

施設の維持管理計画書（中間処理共通　№２／３）

８　防虫剤の散布等を行い、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

　　産業廃棄物の保管場所の衛生管理に努め、蚊、はえの発生を防止するとともに、係員が定期的に巡回し、蚊、ハエ等の発生がないことを確認する。

９　運搬車両または中間処理に使用する機械等により、著しい騒音および振動が発生し周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

　　産業廃棄物の受け入れは昼間に行う等運搬車両または中間処理に使用する機械等により、著しい騒音および振動が発生し、周辺の生活環境に支障をおよぼすことのないようにする。また、定期的に工場敷地境界における騒音測定を実施して影響のないことを確認している。

10　搬入時には産業廃棄物の確認をおこない、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。

　　搬入時に、マニフェストおよびサンプルの検査により産業廃棄物の確認を行い、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していた場合は、受け入れを中止し、排出業者に返品する。

11　排出事業者の名称および排出される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

　　産業廃棄物の処理を受託する場合は、排出業者と処理する産業廃棄物の種類や量等について契約書を交わし確認する。

　　受け入れる際には、事前に排出業者から産業廃棄物の種類および量を確認するとともに、サンプルを採取し、マニフェストどおりの産業廃棄物であることを確認する。

　　不明の場合は、受け入れを中止し排出業者に返品する。

12　中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水の検査を１年に１回以上行い、福井市長にその結果を提出すること。なお、水質検査の結果、異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じること。

　　当社からの放流水については毎月１回検査を行い、その結果を福井市長に報告する。（記載例１）

　　処理施設からの排水は生じないが、油水分離槽を設置し、毎月１回点検を行う。（記載例２）

放流水の水質に異常が認められた場合には、すみやかに原因を調査して対策を実施する。

13　消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

　　消火器および消火設備は法律に基づく定期点検を行うとともに、定期的に自主点検を実施している。また、作業場は禁煙としている。

14　中間処理場までの使用道路の安全確保、清掃保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

　　構内の交通ルールを定め、安全を確保するとともに、道路の清掃保持および必要に応じた補修を実施している。

施設の維持管理計画書（中間処理共通　№３／３）

15　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、５年間保存すること。また、産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認の記録を作成し、５年間保存すること。

　　施設の管理者が施設の維持管理に関する点検・検査を実施し、点検・検査その他の措置の記録を作成し、５年間保存する。

　　また、産業廃棄物の種類および量、産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両を記載したマニフェスト、秤量表、産業廃棄物入荷状況の記録を作成し、５年間保存する。

16　事故の発生を防止するため、巡回指導および保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

　　事故の発生を防止するため、管理監督者による現場巡回を実施するほか、係員による巡回監視を行い施設の保守点検を実施する。また、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努める。

〔様式：８〕

施設の維持管理計画書（焼却 NO.1/3）

１　ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、通常、ごみを均一に混合すること。

　　該当なし。

２　燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式または一時間当たりの処理能力が二トン未満の焼却施設にあっては、この限りでない。

　　産廃焼却炉への産業廃棄物の投入は、ポンプまたはフイーダにより外気と遮断した状態で連続的に行う。

３　燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（廃ＰＣＢ等の焼却施設にあっては、千百度）以上に保つこと。

　　産廃焼却炉内の焼却温度は温度計により常時監視し、重油燃焼量の調節により、常に850度以上を保つ。

４　焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるよう焼却すること。

　　炉内は常時850度以上の高温であり、かつ炉内滞留時間が長いので焼却灰の熱しゃく減量は10％以下となる。

５　運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

　　炉の運転を開始する場合は、炉に設置されている重油燃料装置により速やかに炉温を上昇させることができる。

６　運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。

　　炉の運転を停止する場合は、炉への産業廃棄物の供給を停止し、炉に設置されている重油燃焼装置により炉温を高温に保ち、産業廃棄物を完全に燃焼しつくした後停止する。

７　燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

　　焼却炉内の温度は炉内に設置した温度計により、連続的に測定し記録している。

８　集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあってはこの限りでない。

　　急冷塔により集じん機に流入する排ガス温度を70度以下に冷却している。

９　集じん器に流入する燃焼ガスの温度（８のただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

　　集じん機に流入する排ガス温度を、温度計により連続的に測定し記録している。

施設の維持管理計画書（焼却 NO.2/3）

10　冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

　　冷却設備、排ガス処理設備はいずれも湿式設備であり、ばいじんはスラリー状で回収し、連続的に排水処理設備に送っている。

11　排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようごみを焼却すること。

　　炉内温度、空気供給量、排ガスの酸素濃度および一酸化炭素濃度を連続的に監視し、最適な状態に管理することによって排ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下としている。

12　排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

　　一酸化炭素濃度計を設置し、排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し記録している。

13　排ガス中のダイオキシン類の濃度が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」別表第二で定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。

　　排ガス中のダイオキシン類の濃度が平成14年12月1日以降の排出基準である1ng-TEQ/㎥N以下となるよう施設の維持管理基準を守るとともに、年1回以上測定し排ガス中のダイオキシン類の濃度を確認している。

14　排ガス中のダイオキシン類の濃度は年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）は６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。

　　排ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回以上、ばい煙量、ばい煙濃度は6月に1回以上測定し、その結果を記録している。

排ガスの測定は年間測定計画を作成し、確実に実施している。

15　排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

　　焼却炉の排ガスは排ガス処理施設で確実に処理を行うとともに、定期的に測定を行い、排出基準を守っていることを確認し、生活環境保全上の支障が生じないようにしている。

16　煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散および流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

　　排ガスを冷却または洗浄した汚水ポンプで排水処理設備に送って処理し、飛散や流出による生活環境保全上の支障が生じないようにしている。

17　ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。

　　ばいじんは排ガス処理施設で補修したのち、排水処理設備に送り、汚泥として回収して汚泥置場に貯留している。

　　また、焼却灰は炉の底部から排出し、残渣仮置き場に貯留しており、それぞれ分離されている。

18　ばいじんまたは焼却灰の溶融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじんまたは焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

　　該当なし。

施設の維持管理計画書（焼却 NO.3/3）

19 ばいじんまたは焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんまたは焼却灰、セメントまたは薬剤及び水を均一に混合すること。

　　該当なし。

20 火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

　　作業場は火気厳禁としているほか、係員の巡回監視により火災の発生を防止している。

　　また、作業場には消火器、消火栓、泡消火栓等の必要な消火設備を備えている。

21　廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物およびＰＣＢ処理の焼却施設にあっては、燃え殻をＰＣＢに係る判定基準に適合させること。

　　該当なし。

22 廃油または廃ＰＣＢ等の焼却施設にあっては、廃油等が地下に浸透しないように、必要な措置を講ずるとともに、流出防止提その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

　　該当なし。

23 燃焼室等の構築材質が劣化し、または損傷していないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

　　焼却炉の耐火物の状況は常に点検を実施し、異常が認められた場合には操業を停止し、補修を行う。

24 排ガス洗浄用として水酸化ナトリウム等の溶液を用いる場合には、水素イオン濃度を点検し、適度に保たれていることを確認し、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

　　排ガス洗浄用の循環水のpHを連続で測定し、水酸化ナトリウムを自動で添加して一定のpHを維持している。もし、異常が認められた場合は操業を停止し、改善措置を講ずる。

〔様式：12〕

事務所の付近の見取図

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| * 県内に事務所を有する場合は，住宅明細図等を添付すること。   県外に事務所を有する場合は，概略図および住宅明細図等を添付すること。  事業上の範囲を住宅明細図上に枠で囲んで表示すること。 | | | |
| 住　所 | ○○県○○市○○△丁目△△番△△号 | | |
| 電　話 | △△△△－△△－△△△△ | ＦＡＸ | △△△△－△△－△△△△ |

〔様式：13〕

施設設置場所に係る土地・建物の概要

施設の種類：　○　○　○　○

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施　設　の　所　在　地 | | | | 地目 | 公簿  面積 | 実測  面積 | 埋立  面積 | 所有者の住所および氏名 |
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 |
| ※　設置場所に係る土地すべてについて記載すること。  地目は、雑種地、山林等を記入すること。  ○ ○ 町 | ○ ○ | ○ ○ | △ △ | ○○○ | ㎡  　△,△△△ | ㎡  　△,△△△ | ㎡  　△,△△△ | ○○町○○△△－△  　○　○　○　○ |
| 合　　　　　　　　計 | | | | | △,△△△ | △,△△△ | △,△△△ |  |
| 当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出状況 | | | | | | | | |
| **○字○番の土地について、○年○月○日農地法に基づく、転用許可済み**  **○字○番の土地について、○年○月○日都市計画法に基づく、開発行為許可済み** | | | | | | | | |
| 隣　　　　　　接　　　　　　地　　　　　　の　　　　　　状　　　　　　況 | | | | | | | | |
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 公簿  面積 | 実測  面積 | 埋立  面積 | 所有者の住所および氏名 |
| ※　設置場所に係る土地についてすべて記載すること。  地目は、雑種地、山林等を記入すること。  ○ ○ 町 | ○ ○ | ○ ○ | △ △ | ○○○ | ㎡  　△,△△△ | ㎡  　△,△△△ | ㎡  　△,△△△ | ○○町○○△△－△  ○　○　○　○ |

　※当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出のコピー（農地法の規定による農地転用許可証の写し等）を添付すること。

〔様式：14〕

処理後の廃棄物の種類ごとに作成してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | | | |
| 処分後の産業廃棄物の種類 | 焼却残さ（燃え殻） | | |
| 発　生　量　(t/月又はm3/月) | 焼却残さ：○○t/月 | | |
| 処　　理　　方　　法 | 自 己 処 理 | （処分場所） | |
| 委 託 処 理 | （処分業者名）焼却残さ：○○株式会社 |  |
| （所在地）焼却残さ：○○県○○市2341番地 |
| 埋立処分 　 海洋投入処分　　中間処理　　売　　却  中間処理、売却の場合は具体的な方法  セメント原材料として利用 | | |
| 備考　※１　処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。  　　　　※２　中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する場合には、受託業者の許可証の写しを添付すること。 | | | |

〔様式：15〕

誓　約　書

　申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○年○○月○○日

　福井市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　福井市大手○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　代表取締役　福井　一郎

〔様式：16〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業の開始および継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類** | | | |
| 内　　　訳 | | | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始および継続に要  する資金の総額 | | | ２３０，０００ |
|  | | 土　　　　地 | ５０，０００ |
| 事務所 | ５０，０００ |
| 処理施設、処理設備 | ８０，０００ |
| 保管施設 | ２５，０００ |
| 運転資金 | （「販売費・一般管理費－減価償却－租税公課」の２月分）  ２０，０００（千円） |
| 費用留保額 | （未処理の廃棄物等の適正な処理に要する費用留保額（中間処理））  単価○○円/kg(平成27年度産廃固定費/処理量)×○○kg(平成28年3月末産廃在庫量)＝５，０００（千円） |
| 費用積立額 | （埋立処分終了後の維持管理に要する費用積立額（最終処分）） |
|  | | 損害賠償保険の保険料 | 処理前保管量×単価で算出 |
|  | | 事業の開始および継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を抹消する費用 |  |
| 調  達  方  法 | 自己資金 | | 現金５０，０００、預金５０，０００ |
| 借　　入　　金 | | １３０，０００ |
| （借入先名） | | ○○銀行 |
|  | |  |
| そ　　の　　他 | |  |
| 増　　　　　資 | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。  　　　　更新の場合は事業の継続に必要な資金（運転資金、費用留保額等）について記載すること。  　　　自己資金のうち預金については、残高を証明する資料を添付すること。（決算書類を添付し  ている場合は省略可。） | | | |

〔様式：17〕

個人で申請する場合に提出してください｡

（法人の場合は不要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **資 産 に 関 す る 調 書（個人用）**  　　　　年　　月　　日現在 | | | |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 | 当座預金 | ２口座 | ５，０００ |
| 有価証券 | 他社株式 | ２社 | １０，０００ |
| 未収入金 |  | １社 | １，０００ |
| 売掛金 |  | ２社 | １，５００ |
| 受取手形 |  | ３社 | ２，０００ |
| 土　　地 | 自宅兼事務所、駐車場 | ５００㎡ | ２０，０００ |
| 建 物 | 自宅兼事務所、積替保管倉庫 | ３００㎡ | １５，０００ |
| 備　　品 | パソコン、机など | １０品目 | ８，０００ |
| 車　　両 | ダンプ、キャブオーバ | ２台 | １０，０００ |
| その他 | パワーショベル、  フォークリフト | ２台 | １２，０００ |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 | | |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 | ○○金融公庫 | １口座 | ３０，０００ |
| 短期借入金 | ○○銀行 | ２口座 | ５，０００ |
| 未払金 |  | １社 | １，０００ |
| 預り金 |  | １社 | １，５００ |
| 前受金 |  | １社 | ２，０００ |
| 買掛金 |  | ２社 | ３，０００ |
| 支払手形 |  | ３社 | ３，０００ |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 | | | ４５，５００ |

（産業廃棄物処分業用）

添付書類省略申立書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　 福井市長　あて

該当箇所を〇で囲むか、非該当箇所を二重線で見え消ししてください。

　　　　　　　　　　　　　　　住 所

更新許可申請、事業範囲変更許可申請で、添付書類を省略する場合にこの書類を提出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　氏 名

該当箇所を〇で囲むか、非該当箇所を二重線で見え消ししてください。

当該許可証に提出されている許可年月日、許可番号を記入してください。

　　　　　　　　　　　　　　　 （法人にあっては名称および代表者の氏名）

　　　　　年　　月　　日付け、第　　　　　　　　　　号で許可を受けた

産業廃棄物処分業

特別管理産業廃棄物処分業

更新

変更

　　　　　　　　　　　　　の 許可申請については、これまで提出した

申請書および届出書の内容と現況の内容とは下記のとおりであるので、変更のない

事項に係る添付書類を省略します。

|  |  |
| --- | --- |
| 添　付　書　類　省　略　に　関　す　る　事　項 | 変更の有無 |
| １．事業計画の概要を記載した書類 | 有 ･ 無 |
| ２．①　事業の用に供する施設の構造を明らかにする立面図、断面図、構造図、設計計算書、現況の写真および当該施設の付近の見取図 ( 平面図および処理工程図は省略不可 )  　 ②　事務所の付近の見取図  　　③　周囲の地形、地質および地下水の状況を明らかにする書類  　　　および図面（最終処分場） | 有 ･ 無 |
| ３．申請者が２.①に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類（過去に提出された賃貸借契約書が更新・変更された場合は省略不可） | 有 ･無 |
| ４．処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | 有 ･無 |
| ５．海洋汚染および海上災害の防止に関する法律第１３条に規定する登録済証の写し | 有 ･ 無 |